

大分県報

令和七年
号外（四六）
六月三十日

（月曜日）

目次

告示

知事管理漁獲可能量の設定……………一

監査委員告示

包括外部監査人補助者に関する告示……………一

○告示

大分県告示第二百九十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和七管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和七年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和七管理年度（令和七年七月一日から令和八年六月三十日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県まさば及びごまさば漁業区分

現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

○監査委員告示

大分県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項後段の規定による監査の事務の補助についての包括外部監査人との協議が、次のとおり調った。

令和七年六月三十日

大分県監査委員 長谷 尾 雅 通
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 太 田 正 美
大分県監査委員 二ノ宮 健 治

一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

内藤 勝 浩 大分市大字三芳六八〇番地の三

後藤 大 輔 大分市大字賀来二四八番地の一

西本 山海 佐伯市弥生大字大坂本一四四五番地四

西本 真由美 佐伯市弥生大字大坂本一四四五番地四

山本 優 子 大分市賀来南二丁目二一七

二 監査の事務を補助できる期間

令和七年七月一日から令和八年三月三十一日まで

令和七年六月三十日

大分県報号外（告示・監査委告示）